

○防衛省告示第二百五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年十月十三日次のとおり決定された。

令和八年十月十五日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約九、五〇〇平方メートル	
			公有	土地…約七、七〇〇平方メートル	
			国有	建物…約一四〇平方メートル	

四〇七八 秋月弾薬庫

江田島市

国有

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

土地…約五五九、〇〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

四〇八三 川上弾薬庫

東広島市

国有

土地…約二、六〇四、〇〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

四〇八四 広弾薬庫

呉市

二十九日までの間

国有 土地…約二二五、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約六三〇平方メートル

民有 土地…約一三四、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…門等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有 土地…約八、〇〇二、〇〇〇平方メートル

ル

公有 土地…約六二、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二八七、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…門等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

四一五二 呉第六突堤

呉市

国有

土地…約一二、〇〇〇平方メートル

建物…約一、七〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇〇一 北部訓練場

沖縄県国頭郡国頭村 国有

、東村

トル

公有 土地…約二九、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約三五〇、〇〇〇平方メートル

空域…高度二、〇〇〇フィート

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

六〇〇五 伊江島補助飛行場

沖縄県国頭郡伊江村 国有

土地…約二二四、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約二三一、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約二、二二七、〇〇〇平方メートル

ル

水域…約二六、五六〇、〇〇〇平方メー

トル

空域…W―一七八 高度一五、〇〇〇フ

イト、W―一七八A 高度二三、〇〇

〇フィート

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡恩納村 国有 土地…約三八六、〇〇〇平方メートル

、宜野座村、金武町 公有 土地…約二九、二七八、〇〇〇平方メー

トル

民有 土地…約六、五〇九、〇〇〇平方メート

ル

国有 建物…約一八、〇〇〇平方メートル

空域…高度二、〇〇〇フィート

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有

訓練場

公有

土地…約八、〇〇〇平方メートル

土地…約一、三〇〇平方メートル

民有

土地…約二四三、〇〇〇平方メートル

水域…約二、八六八、〇〇〇平方メートル

ル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十五日から同月

三十日までの間

六〇二八 天願栈橋

うるま市

国有

土地…約五、一〇〇平方メートル

民有

土地…約五、三〇〇平方メートル

水域…約六、二五〇、〇〇〇平方メートル

ル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 宜野湾市

国有 土地…約九六〇平方メートル

民有 土地…約一七、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約六、四〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

国有 土地…約七、八〇〇平方メートル

公有 土地…約一三〇平方メートル

民有 土地…約五六、〇〇〇平方メートル

水域…約三二六、〇一六、〇〇〇平方メ

ートル

国有

空域…約三二六、〇一六、〇〇〇平方メ

ートル

工作物…栈橋等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

水域…約二八四、二八七、〇〇〇平方メ

ートル

空域…約一五、〇四〇、〇〇〇平方メ

トル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十五日から同月

三十日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

区

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

国有 土地…約二七、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約三〇、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約四四九、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約七、二〇〇平方メートル

国有 工作物…燃料給油施設等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有 土地…約三、二〇〇平方メートル

公有 土地…約四、五〇〇平方メートル

民有 土地…約三五、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一九、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

六〇六四 那覇港湾施設

那覇市

国有 土地…約一六、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約八、四〇〇平方メートル

民有 土地…約六五、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

二〇〇一 三沢飛行場 八戸市 国有 土地…約一、一八八、〇〇〇平方メートル

ル

建物…約九、四〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十三日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一五九、〇〇〇平方メートル

建物…約三、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊小牧基地の施設の一部を、地

位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区

域として提供する。提供期間中は、地位

協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二九、〇〇〇平方メートル

郡築上町

建物…約一一、〇〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地

位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区

域として提供する。提供期間中は、地位

協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八二一、〇〇〇平方メートル

熊毛郡中種子町、南	公有	土地…約二、六四六、〇〇〇平方メートル
種子町		

公有	建物…約一二、〇〇〇平方メートル
----	------------------

	水域…約五、一八四、〇〇〇平方メートル
--	---------------------

国有	工作物…門等
----	--------

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一	令和八年十月十九日から同月二十九日までの間
---	-----------------------

二	必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
---	-------------------------

種子島の施設の一部を、地位協定第二条

四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

水域…約五三四、〇〇〇平方メートル
訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

種子島の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連あ

六〇九一 那覇飛行場

那覇市

国有

る条項が適用される。

土地…約一四、〇〇〇平方メートル

建物…約二、六〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地

位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区

域として提供する。提供期間中は、地位

協定の関連ある条項が適用される。

建物…約三、九〇〇平方メートル

工作物…水道等

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有

土地…約八七八、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

陸上自衛隊那覇訓練場の施設の一部を、

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 国有

国町

地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八、二〇〇平方メートル

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

建物…約一、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約六、九〇〇平方メートル

建物…約二、八〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

六〇九五 石垣駐屯地

石垣市

国有

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九六 宮古島駐屯地

宮古島市

国有

土地…約一、五〇〇平方メートル

建物…約二、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を

六〇九六 宮古島駐屯地

宮古島市

国有

、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二三〇平方メートル

建物…約一、四〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、

地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び

区域として提供する。提供期間中は、地

位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九七 宮古島分屯基地

宮古島市

国有

土地…約一、六〇〇平方メートル

工作物…舗床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年十月十九日から同月

二十九日までの間

航空自衛隊宮古島分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号

施設名

所在地名

所有関係

摘

要

三一九五 逸見地区

横須賀市

国有

土地…約九、五〇〇平方メートル

工作物…岸壁

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年十月二十六日から同月二十

九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

海上自衛隊逸見地区の一部を、地位協定

第二条四(b)の適用ある施設及び区域とし

て提供する。提供期間中は、地位協定の

関連ある条項が適用される。

土地…約一〇、〇〇〇平方メートル

五一三八 志布志港

志布志市

公有

建物…約八〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和八年十月十九日から同月二十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

志布志港の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。